「土佐市立地適正化計画」を策定します。

都市再生特別措置法の対象区域となるため、

都市機能誘導区域外（市内全域が対象）における開発行為等に対する３０日前までの届出が必要になります。

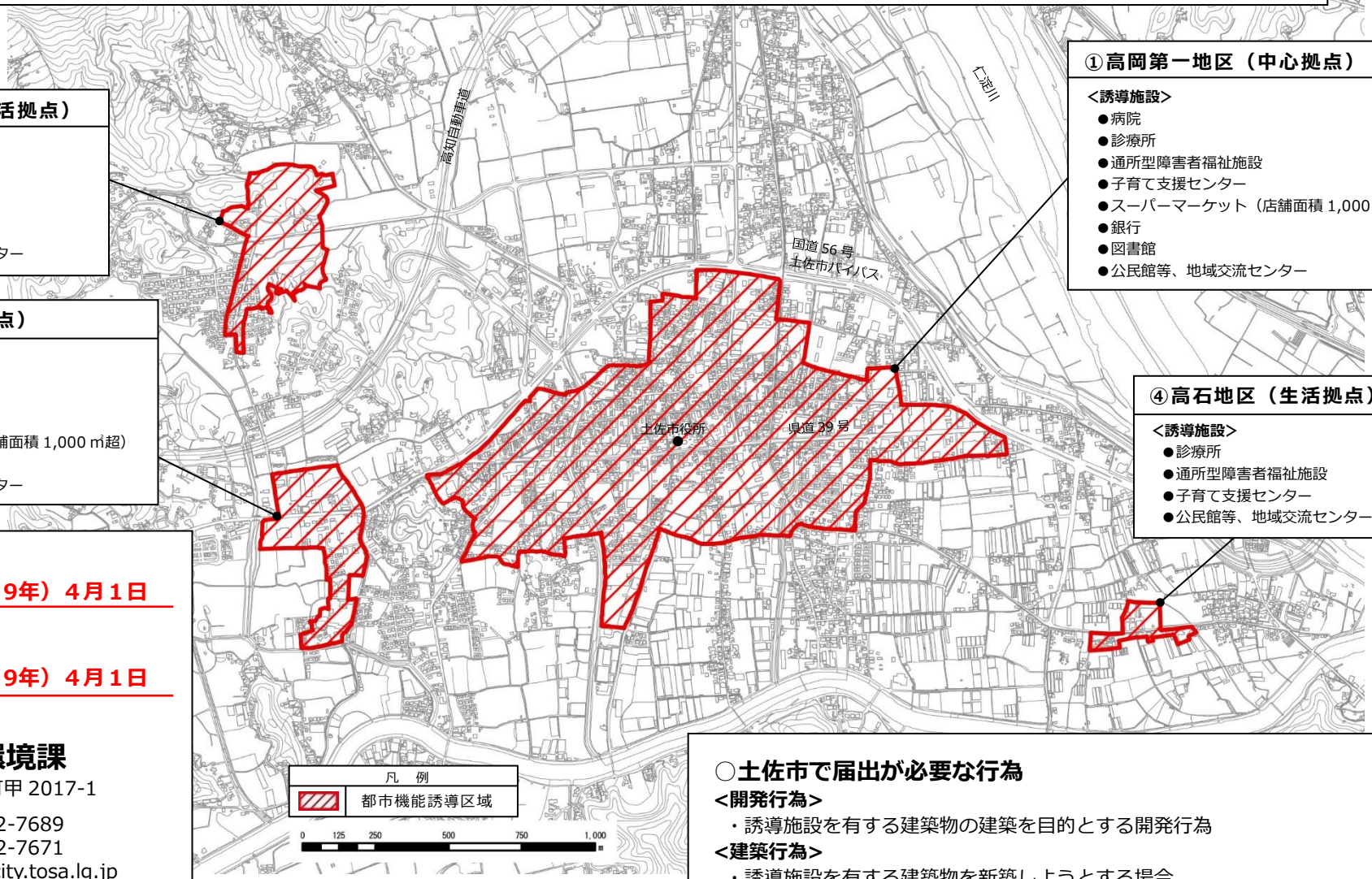

③高岡第二地区（生活拠点）

<誘導施設>
- 診療所
- 通所型障害者福祉施設
- 子育て支援センター
- 大学・専門学校
- 公民館等、地域交流センター

①高岡第一地区（中心拠点）

<誘導施設>
- 病院
- 診療所
- 通所型障害者福祉施設
- 子育て支援センター
- スーパーマーケット（店舗面積 1,000 ㎡超）
- 銀行
- 図書館
- 公民館等、地域交流センター

②蓮池地区（中心拠点）

<誘導施設>
- 診療所
- 通所型障害者福祉施設
- 子育て支援センター
- スーパーマーケット（店舗面積 1,000 ㎡超）
- 銀行
- 公民館等、地域交流センター

④高石地区（生活拠点）

<誘導施設>
- 診療所
- 通所型障害者福祉施設
- 子育て支援センター
- 公民館等、地域交流センター

■策定予定

２０１７年（平成２９年）４月１日

■運用開始予定

２０１７年（平成２９年）４月１日

■問い合わせ

土佐市都市環境課

高知県土佐市高岡町甲 2017-1

電話：088-852-7689

ファックス：088-852-7671

メール：tokei@city.tosa.lg.jp

○土佐市で届出が必要な行為

<開発行為>
- 誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為

<建築行為>
- 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合